

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

療養介護

施設(事業所)名: _____

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の110% ②定員51人以上:(定員-50)×105%+55 (2)過去3ヶ月間の利用者数の平均が次の数を超えた場合 定員の105%	/		
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準に定める人員(生活支援員、看護職員)基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から2月目	/		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降	/		
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から4月目			
	50/100	同上 *減算適用月から連続して5月目以降			
療養介護計画未作成減算	70/100	療養介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月日から2月目	/		
	50/100	同上 *減算3月日から連続して目以降	/		
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位 /日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/		
地域移行加算	500/回	○1月を超える入院が見込まれる利用者について、退院に先立って退院後の生活に関する相談援助、退院後生活する居宅を訪問し、相談援助及び連絡調整を行った場合(2回を限度) ○当該利用者の退院後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合(1回を限度) ※退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合は対象外	/		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
福祉専門職員 配置等加算	(Ⅰ)	10/日	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤 務すべき時間数に達している従業者をいう((Ⅱ)、(Ⅲ)も同じ)			
	(Ⅱ)	7/日	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 又は公認心理師の割合が資格保有者が25%以上			
	(Ⅲ)	4/日	生活支援員のうち、常勤職員の割合が75%以上又は勤続3年以上の 常勤職員の割合が30%以上			
人員配置 体制加算	Ⅰ	利用定員 61人～80人	6/日	療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している事業所であって、常勤換算方 法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上である 場合		
		利用定員 81人以上	17/日			
	Ⅱ	利用定員 40人以下	170/日			
		利用定員 41人～60人	200/日			
		利用定員 61人～80人	224/日			
		利用定員 81人以上	237/日			
障害福祉サービス体験利用 支援加算		300/日	療養介護を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的 な利用支援を利用する場合に、療養介護事業所の従事者が、次のい ずれかの支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録 した場合に、所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整等の支援を 行った			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位に 3.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位に 2.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位に 1.4% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)		
			【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員		
			【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを除き)、職員等に心した賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること		
			【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から((Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること		
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位に 0.5% を加算	福祉・介護職員を中心として事業者の処遇改善が図られている場合 ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない		
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算					

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

生活介護

施設(事業所)名: _____

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の150% ②定員51人以上:(定員-50)×125%+75 (2)過去3ヶ月間の利用者数の平均が次の数を超えた場合 ①定員が11人以下:当該定員に3を加えた数 ②定員が12名以上:定員の125%	/		
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準に定める人員(生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士)基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から2月目	/		
	50/100	同上 *減算適用 月から連続して3月目以降	/		
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から4月目			
	50/100	同上 *減算適用 月から連続して5月目以降			
生活介護計画未作成減算	70/100	生活介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月日から2月目	/		
	50/100	同上 *減算 月から連続して3月目以降	/		
短時間利用減算	70/100	前3月における利用者のうち、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割以上である場合			
開所時間減算	50/100	運営規程に定める営業時間が4時間未満			
	70/100	運営規程に定める営業時間が4時間以上6時間未満			
		※「営業時間」には、送迎のみを行う時間は含まない。			
大規模生活介護事業所減算	定員81人以上 基本報酬の991/1000	一体的な運営が行われている事業所について算定			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求			
医師未配置減算		▲12単位 /日	看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合					
身体拘束廃止未実施減算		▲5単位 /日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算					
サービス管理責任者配置等加算 (※共生型生活介護事業所のみ)		58/日	次のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た共生型生活介護事業所 ①サービス管理責任者を1名以上配置 ②地域に貢献する活動を行っていること					
人員配置 体制加算	(I)	定員20人以下	265/日	次の2要件をいずれも(障害者支援施設においては①のみ)満たす事業所において、区分3(50歳以上は区分2)以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に加算 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して1.7:1で配置 ②区分5・6又はこれに準ずる者(区分4以下で行動関連項目の点数の合計が10点以上又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とする者)の総数が、60%以上				
		定員21人以上 60人以下	212/日					
		定員61人以上	197/日					
	(II)	定員20人以下	181/日		次の2要件をいずれも(障害者支援施設においては①のみ)満たす事業所において、区分3(50歳以上は区分2)以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に加算 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して2:1で配置 ②区分5・6又はこれに準ずる者(区分4以下で行動関連項目の点数の合計が10点以上又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とする者)の総数が、50%以上			
		定員21人以上 60人以下	136/日					
		定員61人以上	125/日					
	(III)	定員20人以下	51/日			次の要件を満たす事業所において、区分3(50歳以上は区分2)以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に加算。 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して2.5:1で配置		
		定員21人以上 60人以下	38/日					
		定員61人以上	33/日					
福祉専門職員 配置等加算	(I)	15/日	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者((II)、(III)も同じ)					
	(II)	10/日		常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が25%以上				
	(III)	6/日		生活支援員等のうち、常勤職員の割合が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上				
常勤看護 職員等配 置加算	(I)	利用定員が20 人以下	28/日	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合				
		利用定員が20 人以上40以 下	19/日					
		利用定員が41 人以上60以 下	11/日					
		利用定員が61 人以上80以 下	8/日					
		利用定員が81 人以上	6/日					
	(II)	利用定員が20 人以下	56/日		看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しており、厚生労働大臣が定める者(厚労省告示第556号第5号の2別表第1に掲げる状態のいずれかに該当する者)に対して生活介護等を行っている場合			
		利用定員が20 人以上40以 下	38/日					
		利用定員が41 人以上60以 下	22/日					
		利用定員が61 人以上80以 下	16/日					
		利用定員が81 人以上	12/日					

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
視覚・聴覚言語障害者 支援体制加算		41/日	次のいずれも満たしている場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用については、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、 視覚障害者等との意思疎通 に関し専門性を持つ者として専ら 視覚障害者等 の生活支援に従事する 従事者 を、常勤換算 方法 で利用者の数を50で除した数以上配置		
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内の期間について加算		
訪問支援 特別加算	所要時間 1時間未満	187/回	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、生活介護計画等に基づき、利用者の同意を得て職員が居宅を訪問し、 生活介護等の利用に係る相談援助等 を行った場合(月に2回まで)		
	所要時間 1時間以上	280/回			
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)		
重度障害者支援加算		7/日	○強度行動障害支援養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定 ○基準に規定する人員と人員配置体制加算による配置人員に加えて、強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置するとともに、 支援計画シート等に基づき基礎研修修了者が当該利用者に対して日中に個別の支援を行った場合加算を算定 (※強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない)		
		* (注1) 更に 180/日	重度障害者等包括支援以外の障害者福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定しない場合において、当該利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき加算 (※基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定可能)		
		* (注2) 更に 700/日	上記(注1)の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位に加算		
リハビリテーション 加算	(I)	48/日	下記の、①～⑤までのいずれにも適合し、届け出た指定生活介護事業所等において、頰椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって計画が作成されているものものに対して指定生活介護等を行った場合 ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、リハビリテーション実施計画を作成している ②上記計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを行い、利用者の状態を定期的に記録している ③上記計画の進捗状況を定期的に評価、見直しをしている ④障害者支援施設等の場合、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、看護師、生活支援員等に日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している ⑤④以外の利用者の場合、職員が 必要に応じ 、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅 介護 サービス等の従業者に対し、日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している		
	(II)	20/日	同上 上記の、①～⑤までのいずれにも適合し、届け出た指定生活介護事業所等において、頰椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者 以外の者 であって計画が作成されているものに対して指定生活介護等を行った場合		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合		
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が 食事を提供 した場合(別に厚生労働大臣が定める日まで)		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
延長支援加算	1時間未満	61/日	運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、延長時間の前後の時間帯に、利用者(施設入所者を除く)に対し生活介護等を行った場合 ※「営業時間」には送迎のみを実施する時間を含まない ※個々の利用者の実利用時間は問わない ※延長時間帯に、指定基準により置くべき直接支援職員を1名以上配置していること		
	1時間以上	92/日			
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用)し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合		
		更に 28/片道	かつ、区分5若しくは区分6に該当する又はこれに準ずる利用者の数の合計数の60%以上である生活介護事業所等が、居宅等との間の送迎を実施した場合		
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用)している、又は、週3回以上の送迎を実施している場合		
		更に 28/片道	かつ、区分5若しくは区分6に該当する又はこれに準ずる利用者の数の合計数の60%以上である生活介護事業所等が、居宅等との間の送迎を実施した場合		
*	(減算) 70/100	同一敷地内の建物等との間の送迎を実施している場合は、上記(I)、(II)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(I)	500/日	指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設等の従業者が、次のいずれかの支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整等の相談援助を行った ※体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算		
	(II)	250/日	上記(I)と同じ ※体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定		
	*	更に 50/日	(I)又は(II)が算定されている指定障害者支援施設等が、運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め、施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合		
就労移行支援体制加算	利用定員 20人以下	42/日	指定生活介護等を受けた後就労(A型等への移行を除く。)において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事等に届け出た事業所等において、指定生活介護等を行った場合 ※1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算		
	利用定員 21人~40人以下	18/日			
	利用定員 41人~60人以下	10/日			
	利用定員 61人~80人以下	7/日			
	利用定員 81人以上	6/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位に 4.2% 〔6.9%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅱ)	所定単位に 3.1% 〔5.0%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅲ)	所定単位に 1.7% 〔2.8%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)			
〔〕内は指定障害者 支援施設で支援を 行った場合			<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から((Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知して</p>			
福祉・介護職員 処遇改善特別加算	〔〕内は指定障害者支援施設で支援を行った場合	所定単位に 0.6% 〔0.9%〕 を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない			
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算						

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

短期入所

施設(事業所)名: _____

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
大規模減算		90/100	利用定員20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所において、指定短期入所を行った場合 ※定員超過特例加算を算定している期間については、大規模減算は適用しない。		
身体拘束廃止未実施減算		▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/	
福祉専門職員配置等加算	(I)	15/日	地域に貢献する活動を行い、かつ、常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上である共生型事業所 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者(II)も同じ)		
	(II)	10/日	地域に貢献する活動を行い、常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が25%以上である共生型事業所		
定員超過利用減算		70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の110% ②定員51人以上:(定員-50)×105%+55 (2)過去3ヶ月間の利用者数の平均が次の数を超えた場合 直近過去3ヶ月の平均利用者数が定員の105%を超過 ※定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算は適用しない。		
サービス提供職員欠如減算		70/100	指定基準に定める人員(生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士)基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から2月目		
		50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降		
短期利用加算		30/日	利用開始から30日以内の期間について、1年につき30日を限度	/	
常勤看護職員等配置加算	利用定員が6人以下	10/日	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合に、1日につき算定 ※但し、減算が行われる場合(厚生省告示第523号別表第7の1注16に該当する場合は、算定しない)	/	
	利用定員が7人以上12人以下	8/日		/	
	利用定員が13人以上17人以下	6/日		/	
	利用定員が18人以上	4/日		/	
医療的ケア対応支援加算		120/日	福祉型強化短期入所サービス費、又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、厚生労働大臣が定める者(厚生省告示第556号第5号の2別表第1に掲げる状態のいずれかに該当する者)に対して、指定短期入所等を行った場合	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
重度障害児・障害者対応支援加算		30/日	福祉型強化短期入所サービス費、又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5、区分6、又は障害児支援区分3に該当する利用者数が利用者全体の50%以上である場合		
重度障害者支援加算		50/日	<p>重度障害者等包括支援の対象者に相当する支援の度合いにある者に対してサービス提供した場合</p> <p>[対象者] 障害支援区分6(障害児にあつては、これに相当する支援の区分)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の(一)又は(二)に該当すること (一)四肢全てに麻痺等があり、かつ寝たきりの状態にある者のうち、①人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害がある者 (二)厚労省告示第543号の別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者</p> <p>※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合を除く</p>		
		(上乗せ加算) 10/日	強度行動障害支援者要請研修(基礎研修)修了者(厚労省告示第548号第13号)が、強度行動障害判定基準表による基準を満たしている利用者に対し、サービス提供した場合		
医療連携体制加算	(Ⅰ)	600/日	<p>医療機関等との連携により看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、利用者(1人)に対して看護を行った場合(4時間以下)</p> <p>※福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所(福祉型強化)サービス費、指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)等を行う施設の短期入所利用者を除く</p>		
	(Ⅱ)	300/日	<p>医療機関等との連携により看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ利用者(2人以上8人以下)に対して看護を行った場合(4時間以下)</p> <p>※福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所(福祉型強化)サービス費、指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)等を行う施設の短期入所利用者を除く</p>		
	(Ⅲ)	500/日	<p>医療機関等との連携により看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人当たり、所定単位数を加算</p> <p>※福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費の算定対象者を除く</p>		
	(Ⅳ)	100/日	<p>喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合</p> <p>※福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費の算定対象者、上記(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合を除く</p>		
	(Ⅴ)	39/日	<p>厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第2号の2・二)に適合し届け出た指定短期入所事業所等において、日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合</p> <p>※福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所(福祉型強化)サービス費、精神科訪問看護・指導料等の算定対象利用者、指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)等を行う施設の短期入所利用者を除く</p>		
	(Ⅵ)	1000/日	<p>医療機関等との連携により看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、利用者1人に対して看護を行った場合(4時間超)</p> <p>※福祉型強化短期入所サービス費等の利用者、上記(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合を除く</p>		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
	(Ⅶ)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、利用者(2人以上8人以下)に対して看護を行った場合(4時間超) ※福祉型強化短期入所サービス費等の利用者、上記(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合を除く		
栄養士配置加算	(Ⅰ)	22/日	常勤の管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な食事管理を行っている場合 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合を除く		
	(Ⅱ)	12/日	非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な食事管理を行っている場合 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合を除く		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合		
食事提供体制加算		48/日	収入が一定額以下の利用者等に対して、事業者が食事を提供した場合		
緊急短期入所受入加算	(Ⅰ)	180/日	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等が緊急に指定短期入所を受ける必要がある者(厚労省告示第556号第6号)を居宅で介護を行う者の急病等の理由で指定短期入所等を緊急に行った場合 緊急入所日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合は14日を限度)		
	(Ⅱ)	270/日	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等が緊急に指定短期入所を受ける必要がある者(厚労省告示第556号第6号)を居宅で介護を行う者の急病等の理由で指定短期入所等を緊急に行った場合 緊急入所日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合は14日を限度)		
定員超過特例加算		50/日	別に厚生労働大臣が定める者(厚労省告示第566号第6号)に対し、居宅で介護を行う者の急病等の理由で、*利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合(10日を限度) (*利用者の基準:定員超過利用減算の要件(1)及び(2)による) ※定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算は適用しない。		
特別重度支援加算	(Ⅰ)	388/日	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所で、超重症児・者又は準超重症児・者(厚労省告示第556号第7号別表第2)に必要な措置を行った場合		
	(Ⅱ)	120/日	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所で、超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者(厚労省告示第556号第8号)に必要な措置を行った場合		
送迎加算		186/片道	居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合		
		(減算) 70/100	同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を実施している場合は、上記の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定		
	(Ⅰ)	(※)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	(※)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅲ)	(※)	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)			
	(※)併設型・空床利用型の施設は、本体施設の加算率を適用。単独型は、生活介護の加算率を適用。					
	<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p style="text-align: right;">【職場環境等要件】平成27年4月から((Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施</p>					
福祉・介護職員 処遇改善特別加算	(※)	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない				
	(※)併設型・空床利用型の施設は、本体施設の加算率を適用。単独型は、生活介護の加算率を適用。					
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算						

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

施設入所支援

施設(事業所)名: _____

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
定員超過利用減算		70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の110% ②定員51人以上:(定員-50)×105%+55 (2)過去3ヶ月間の利用者数の平均が次の数を超えた場合 定員の105%を超過			
夜勤職員欠如減算		95/100	夜勤を行う生活支援員の配置基準を満たしていない下記のいずれかに該当する場合 ①夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が配置基準を満たさない日が2日以上連続して発生した場合 ②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が配置基準を満たさない日が4日以上発生した場合			
施設障害福祉サービス計画未作成減算		70/100	施設障害福祉サービス計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月目から2月目	/		
		50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降			
栄養士欠如等減算	(I)	40人以下	管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合			
		41人~60人				
		61人~80人				
		81人以上				
	(II)	40人以下		管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合		
		41人~60人				
		61人~80人				
		81人以上				
身体拘束廃止未実施減算		▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算		/	
夜勤職員配置体制加算	21人~40人	60/日	厚生労働大臣が定める施設基準(以下の①~③の区分に応じ、夜勤を行う職員として置くべき生活支援員の数が規定数を満たしていること。厚労省告示第551号第3号ロ)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等において、施設入所支援等の提供を行った場合 ①前年度の利用者の平均値が21~40人:夜勤2人以上 ②前年度の利用者の平均値が41~60人:夜勤3人以上 ③前年度の利用者の平均値が61人以上:夜勤3に、60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上			
	41人~60人	48/日				
	61人以上	39/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
重度障害者 支援加算	(I)	28/日	①医師意見書により特別な医療が必要とされる者又はこれに準ずる者が、利用者の数の20%以上であって、②基準上必要な人員配置に加え、常勤換算方法で、看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等において、施設入所支援等の提供を行った場合			
		(上乗せ加算) 22/日	※区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等において、施設入所支援等の提供を行った場合			
	(II)	7/日	厚生労働大臣が定める施設基準(①厚労省告示第543号の別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者が1人以上利用し、②強度行動障害支援者要請研修(実践研修)修了者を配置し、支援計画シート等を作成。厚労省告示第551号第3号ハ)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、施設入所支援等の提供を行った場合 (体制加算)			
		180/日	上記を算定している指定障害者支援施設等において、厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者要請研修(基礎研修)修了者(厚労省告示第548号第14号)が、強度行動障害を有する利用者(厚労省告示第543号第22号)に対し、夜間又は深夜において施設入所支援等の提供を行った場合 (個人加算) ※当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定			
		更に 700/日	※算定開始日から90日以内の期間			
夜間看護体制加算		60/日	夜勤職員配置体制加算を算定している指定障害者支援施設等において、利用に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に替えて看護職員を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等において施設入所支援を提供した場合 ※不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定不可			
視覚・聴覚言語障害者 支援体制加算		41/日	次のいずれも満たしている場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用については、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を持つ者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置			
入所時特別支援加算		30/日	新たに入所者を受け入れた場合、入所から30日以内の期間算定			
入院・ 外泊時 加算	(I)	利用定員 60人以下	320/日	利用者が病院等への入院を要した場合及び居宅等(体験的な指定共同生活援助の利用を含む。)における外泊を認めた場合 ※入院・外泊の翌日から起算して8日を限度に所定単位数に代えて算定(入院・外泊の初日及び最終日は、算定しない)		
		利用定員 61人~80人	272/日			
		利用定員 81人以上	247/日			
	(II)	利用定員 60人以下	191/日	利用者が、(I)に引き続き9日を超える入院、外泊をした際、従業者が施設障害福祉サービス計画に基づき下記の支援を行った場合 ※入院・外泊の翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて算定(入院・外泊の初日及び最終日は算定しない) ○入院の場合は原則として週1回以上、従業者が病院等を訪問し、日常生活上の支援を行うこと ○入院以外の外泊の場合は家族等との連絡調整等の支援を行うこと		
		利用定員 61人~80人	162/日			
		利用定員 81人以上	147/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
入院時支援特別加算	90日を超える入院期間の日数の合計が4日未満	561/月	<p>長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、従業者が病院等を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援などの日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院等との連絡調整を行った場合</p> <p>※家族等からの支援を受けることが可能な場合は対象外</p>		
	90日を超える入院期間の日数の合計が4日以上	1122/月			
地域移行加算		500/回	<p>○入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる利用者(生活介護等を受ける者に限る。)の退所に先立って、退所後の生活に関する相談援助、退所後生活する居宅を訪問し、相談援助及び連絡調整を行った場合(入所中2回を限度)</p> <p>○当該利用者の退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合(退所後30日以内1回を限度)</p> <p>※退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は対象外</p>		
体験宿泊支援加算		120/日	<p>運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め、厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第3号ホ)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(単身での生活)を利用する場合において、当該施設等の従業者が指定地域移行支援事業者との連絡調整(情報共有、支援方針の協議、相談援助)等を行った場合</p> <p>※利用初日及び最終日は、算定しない</p> <p>※入院・外泊時加算を併せて算定可能</p> <p>※特定障害者特別給付費(補足給付)の算定可能</p>		
地域生活移行個別支援特別加算	(I) 〔体制加算〕	12/日	<p>次の「厚生労働大臣が定める施設基準」(厚労省告示第551号第3号へ)を満たしている場合</p> <p>①下記の「厚生労働大臣が定める者」に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能</p> <p>②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されている</p> <p>③精神科を担当する医師(嘱託でも可)による定期的な指導が月に2回以上行われている</p> <p>④医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設等を釈放された障害者の支援に関する研修を年1回以上行っている</p> <p>⑤保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っている</p>		
	(II) 〔個人加算〕	306/日	<p>(I)が算定されている施設であって次の「厚生労働大臣が定める者」(厚労省告示第556号第9号)に対し、入所支援の提供を行った場合</p> <p>①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又はこれに準ずる者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)</p> <p>②刑事施設等からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していない者又はこれに準ずる者</p>		
栄養マネジメント加算		12/日	<p>次の①～④の基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等</p> <p>①常勤の管理栄養士を1人以上配置している</p> <p>②入所者の栄養状態を把握し、医師・管理栄養士・看護師その他の職種の者が共同して、栄養ケア計画を作成している</p> <p>③栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録している</p> <p>④栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している</p>		
経口移行加算		28/日	<p>医師の指示に基づき管理栄養士、看護師等が共同して経口移行計画を作成し、当該計画に従って医師の指示を受けた管理栄養士等が経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合</p> <p>※計画作成日から起算して原則180日以内の期間算定できる</p>		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
経口維持加算	(Ⅰ)	28/日	医師又は歯科医師の指示に基づき、 管理栄養士、看護師等が共同して経口維持計画を作成し、当該計画に従って、医師又は歯科医師の指示(歯科医師からの指示の場合は、管理栄養士等が医師から指導を受けている場合に限る。) を受けた 管理栄養士等 が継続して経口による食事摂取を進めるための特別の管理を行った場合 ※計画作成日から起算して原則180日以内の期間次の区分に応じ、算定できる		
	(Ⅱ)	5/日	○経口維持加算(Ⅰ) 著しい接触機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象 ○経口維持加算(Ⅱ) 接触機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象		
療養食加算		23/日	栄養士が配置されている施設において、次の「厚生労働大臣が定める療養食」(厚労省告示第177号)を提供している場合 ※経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は算定しない。 【厚生労働大臣が定める療養食】 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食		
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位に 6.9% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位に 5.0% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位に 2.8% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)		
			【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、 障害福祉サービス経験者 、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員 【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から(Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施し		
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位に 0.9% を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない		
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算					

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

自立訓練(機能訓練)

施設(事業所)名: _____

費用加算の名称等	算定単位	要件等	届出	請求	
定員超過利用減算	70/100	(1) 1日の利用者数が次の数を超えた場合 ① 定員50人以下: 定員の150% ② 定員51人以上: (定員-50) × 125% + 75 (2) 過去3ヶ月の利用者数の平均が次の数を超えた場合 ① 定員が11人以下: 当該定員に3を加えた数 ② 定員が12名以上: 定員の125%			
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準に定める人員(看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員)基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から2月目			
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降			
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から4月目			
	50/100	同上 *減算適用月から連続して5月目以降			
自立訓練(機能訓練)計画未作成減算	70/100	自立訓練計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月日から2月目	/		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降	/		
標準利用期間超過減算	95/100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間(1年6ヶ月。ただし、頸椎損傷による四肢麻痺又はそれに類する状態にある障害者にあつては3年)を6ヶ月以上超える場合	/		
特別地域加算	所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域(厚労省告示第176号)に居住している利用者に対して、当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)を行った場合	/		
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/		
サービス管理責任者配置等加算 (※共生型自立訓練事業所のみ)	58/日	次のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た共生型自立訓練(機能訓練)事業所 ① サービス管理責任者を1名以上配置 ② 地域に貢献する活動を行っていること			
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日 常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者(Ⅱ)、(Ⅲ)も同じ)			
	(Ⅱ)	10/日 常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が25%以上			
	(Ⅲ)	6/日 生活支援員等のうち、常勤職員の割合が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上			

費用加算の名称等		算定単位	要件等	届出	請求
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	次のいずれも満たしている場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用については、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、 視覚障害者等との意思疎通 に関し専門性を持つ者として専ら 視覚障害者等 の生活支援に従事する 従事者 を、常勤換算 方法 で利用者の数を50で除した数以上配置		
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内の 期間 について算定		
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)		
リハビリテーション加算	(I)	48/日	下記の、①～⑤までのいずれにも適合し、届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって計画が作成されているものに対して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合 ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、リハビリテーション実施計画を作成している ②上記計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを行い、利用者の状態を定期的に記録している ③上記計画の進捗状況を定期的に評価、見直しをしている ④障害者支援施設等の場合、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、看護師、生活支援員等に日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している ⑤④以外の利用者の場合、職員が 必要に応じ 、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅 介護 サービス等の従業者に対し、日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している		
	(II)	20/日	同上 上記の、①～⑤までのいずれにも適合し、届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者 以外 の者であって計画が作成されているものに対して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担 額 合計額の管理を行った場合		
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事を提供した場合		
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用)し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合		
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用)している、又は週3回以上の送迎を実施している場合		
	*	(減算) 70/100	同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を実施している場合は、上記(I)、(II)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定		

費用加算の名称等		算定単位	要件等	届出	請求
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ)	500/日	<p>自立訓練(機能訓練)利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設等の従業者が次のいずれかの支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定</p> <p>○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った</p> <p>○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の相談援助を行った</p> <p>※体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定</p>		
	(Ⅱ)	250/日	<p>上記(Ⅰ)と同じ</p> <p>※体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定</p>		
	*	更に50/日	<p>(Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め、施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合</p>		
社会生活支援特別加算		480/日	<p>厚生労働大臣が定める施設基準(厚生省告示第551号第3号の2口)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等が、厚生労働大臣が定める者(医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等)に対して、特別な支援に対応した自立訓練(機能訓練)計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合</p> <p>※当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき</p>		
就労移行支援体制加算	利用定員20人以下	57/日	<p>指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労(A型等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事等に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合</p> <p>※1日につき当該指定自立訓練(機能訓練)等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算</p>		
	利用定員21人～40人以下	25/日			
	利用定員41人～60人以下	14/日			
	利用定員61人～80人以下	10/日			
	利用定員81人以上	7/日			

費用加算の名称等		算定単位	要件等	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位に 5.7% 〔6.9%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位に 4.1% 〔5.0%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位に 2.3% 〔2.8%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)		
〔〕内は指定障害者 支援施設で支援を 行った場合			<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを除く)、職責等に心した賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から(Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位に 0.8% 〔0.9%〕 を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない		
〔〕内は指定障害者支援施設で支援を行った場合					
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算					

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成29年度及び平成30年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

自立訓練(生活訓練)

施設(事業所)名: _____

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の150% ②定員51人以上:(定員-50)×125%+75 (2)過去3ヶ月の利用者数の平均が次の数を超えた場合 ①定員が11人以下:当該定員に3を加えた数 ②定員が12名以上:定員の125% 【宿泊型自立訓練の場合】 (1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の110% ②定員51人以上:(定員-50)×105%+55 (2)過去3ヶ月の利用者数の平均が次の数を超えた場合 定員の105%		
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準に定める人員(生活支援員、地域移行支援員)基準を満たしていない場合 *減算適用1月目から2月目		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降		
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間 *減算適用1月目から4月目		
	50/100	同上 *減算適用5月目以降		
自立訓練(生活訓練)計画未作成減算	70/100	自立訓練(生活訓練)計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月目から2月目	/	
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降	/	
標準利用期間超過減算	95/100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間(2年。長期入院・入所をしていた障害者は3年)を6ヶ月以上超える場合 ※宿泊型自立訓練を除く		
特別地域加算	所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域(厚労省告示第176号)に居住している利用者に対して、当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)を行った場合	/	
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/	
サービス管理責任者配置等加算 (※共生型自立訓練事業所のみ)	58/日	次のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た共生型自立訓練(生活訓練)事業所 ①サービス管理責任者を1名以上配置 ②地域に貢献する活動を行っていること		
福祉専門職員配置等加算	生活訓練(I) 15/日 [10/日]	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者(Ⅱ)、(Ⅲ)も同じ		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
〔〕内は宿泊型自立訓練の場合	生活訓練(Ⅱ)	10/日 〔7/日〕	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が25%以上		
	生活訓練(Ⅲ)	6/日 〔4/日〕	生活支援員等のうち、常勤職員の割合が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上		
地域移行支援体制強化加算		55/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号イ。地域移行支援員(1名以上は常勤)を常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を15で除して得た数以上配置)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	次のいずれも満たしている場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用については、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を持つ者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置		
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内の期間について加算		
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)		
医療連携体制加算	(Ⅰ)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(1人)に対して看護を行った場合		
	(Ⅱ)	250/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(2人以上8人以下)に対して看護を行った場合		
	(Ⅲ)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人当たり、所定単位数を加算		
	(Ⅳ)	100/日	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。 ※(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は算定しない		
個別計画訓練支援加算		19/日	次のいずれも満たすものとして都道府県知事等に届け出た指定自立訓練事業所等について、個別訓練計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)を行った場合 ①社会福祉士、精神保健福祉士、又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成している ②個別訓練実施計画に従い訓練等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録している ③個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直している ④入所する利用者については、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活の留意点、介護の工夫等の情報を共有している ⑤上記④以外の利用者について、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて指定障害者福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している		
短期滞在	(Ⅰ)	180/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号ロ)に適合するものとして届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所が心身の状況の悪化防止等、緊急の必要性が認められる者(生活訓練サービスⅢ又は同Ⅳの利用者を除く)に対し、宿泊の提供を行い、夜間における生活支援を行った場合(夜間体制を確保している場合)		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
加算	(Ⅱ)	115/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号ロ)に適合するものとして届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所が心身の状況の悪化防止等、緊急の必要性が認められる者(生活訓練サービス費Ⅲ又は同Ⅳを受けている利用者を除く)に対し、宿泊の提供を行い、夜間における生活支援を行った場合(宿直体制を確保している場合)		
日中支援加算		270/日	日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者等が、心身の状況等により、当該サービス等を利用できない又は就労できない期間が月に3日以上ある場合に、宿泊型自立訓練事業所において昼間に必要な支援を行ったとき ※2日を超える期間について加算		
通勤者生活支援加算		18/日	利用者の50%以上が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た宿泊型自立訓練事業所において、主として日中に、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活支援を実施している場合		
入院時支援特別加算	イ	561/回	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が病院等を訪問し、自立訓練計画に基づき、当該病院との連絡調整、被服等の準備、その他の日常生活上の支援を行った場合(入院期間が3日以上7日未満、月に1回まで)		
	ロ	1122/回	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が病院等を訪問し、自立訓練計画に基づき、当該病院との連絡調整、被服等の準備、その他の日常生活上の支援を行った場合(入院期間が7日以上、月に1回まで)		
長期入院時支援特別加算		76/日	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が病院等を訪問し、自立訓練計画に基づき、当該病院との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合(月に2日を超える期間について算定、入院初日から起算して3月に限る) ※入院時支援特別加算が算定されている月を除く ※長期帰宅時支援加算と同一日の算定不可		
帰宅時支援加算	イ	187/日	宿泊型自立訓練の利用者について、自立訓練計画に基づき外泊した場合であって、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行ったとき ※体験的な共同生活援助の利用の場合で、宿泊型自立訓練事業所と同一敷地内の共同生活援助事業所等を利用する場合は算定不可(外泊期間が3日以上7日未満、月に1回まで)		
	ロ	374/日	上記イと同じ (外泊期間が7日以上、月に1回まで)		
長期帰宅時支援加算		25/日	宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練計画に基づき、家族の居宅等に外泊した場合であって、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行ったとき(月に2日を超える場合に算定。外泊初日から起算して3月に限る) ※帰宅時支援加算が算定されている月を除く		
地域移行加算		500/回	○利用期間が1月を超えると見込まれる宿泊型自立訓練の利用者(利用期間が2年を超える者を除く。)について、退所に先立って、退所後の生活に関する相談援助、退所後生活する居宅を訪問し、相談援助及び連絡調整を行った場合(2回を限度) ○当該利用者の退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合(1回を限度) ※退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合は対象外		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
地域生活移行個別支援特別加算		670/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号ハ。次の(1)の基準)に適合するものとして都道府県知事に届け出た宿泊型自立訓練事業所において、厚生労働大臣が定める者(厚労省告示第556号第9号。(2)の利用者)に対し、特別な支援に対応した自立訓練計画に基づき、地域生活のための相談援助、個別支援を行った場合 (1)施設基準 ①基準上配置している生活支援員に加え、(2)の利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活層支援員を配置することが可能であること ②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を配置するとともに、当該有資格者による指導体制が整えられていること ③従業者に対し、(2)の利用者の支援に関する研修を年1回以上行っていること ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること (2)利用者 ①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又はこれに準ずる者 ②刑事施設等からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者		
精神障害者地域移行特別加算		300/日	運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、社会福祉士、精神保健福祉士、又は公認心理師等の従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練事業所が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院から1年以内(一定期間居宅生活者を含む)のものに対し、自立訓練計画を作成し、地域生活のために必要な相談援助や個別の支援を行った場合 ※地域生活移行個別支援特別加算を算定の場合は、算定しない		
強度行動障害者地域移行特別加算		300/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号ニ)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所において、指定障害者(児)支援施設等に1年以上入所していた者であって、当該施設等を退所してから1年以内(一定期間居宅生活者を含む)の強度行動障害者(厚労省告示第543号第29号)に対し、自立訓練計画に基づき地域生活のために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合 ※厚生労働大臣が定める設備基準 次のいずれにも該当する宿泊型自立訓練事業所 ①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置 ②生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が、20%以上であること		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合		
食事提供体制加算	(I)	48/日	収入が一定以下の利用者(短期滞在型加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る)に対し、事業者が食事を提供した場合		
	(II)	30/日	上記以外の収入が一定以下の利用者に対し、事業者が食事を提供した場合		
精神障害者退院支援施設加算	(I)	180/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号ホ)に適合するものとして届け出た精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合(夜間体制を確保している場合)		
	(II)	115/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号ホ)に適合するものとして届け出た精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合(宿直体制を確保している場合)		
(I)夜勤体制を確保		448/日	夜間支援対象利用者が3人以下		
		269/日	夜間支援対象利用者が4人以上6人以下		
		168/日	夜間支援対象利用者が7人以上9人以下		
		122/日	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下		
		96/日	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下		
		79/日	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
夜間支援等体制加算 (宿泊型自立訓練事業所のみ)		67/日	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下				
		58/日	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下				
		52/日	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下				
		46/日	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下				
	(Ⅱ) 宿直体制を確保	149/日	夜間支援対象利用者が3人以下				
		90/日	夜間支援対象利用者が4人以上6人以下				
		56/日	夜間支援対象利用者が7人以上9人以下				
		41/日	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下				
		32/日	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下				
		26/日	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下				
		22/日	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下				
		19/日	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下				
		17/日	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下				
		15/日	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下				
	(Ⅲ)	10/日	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合				
看護職員配置加算	(Ⅰ)	18/日	看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所等において自立訓練(生活訓練)を行った場合。 ※当該加算の算定対象となる事業所は医療連携体制加算の算定対象外				
	(Ⅱ)	13/日	看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所等において宿泊型自立訓練を行った場合。 ※当該加算の算定対象となる事業所は医療連携体制加算の算定対象外				
送迎加算	(Ⅰ)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用)し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合				
	(Ⅱ)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用)している、又は週3回以上の送迎を実施している場合				
	*	(減算) 70/100	同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を実施している場合は、上記(Ⅰ)、(Ⅱ)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定				
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ)	500/日	自立訓練(生活訓練)利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設等の従業者が次のいずれかの支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の相談援助を行った ※体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定				
	(Ⅱ)	250/日	上記(Ⅰ)と同じ ※体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定				
	*	更に 50/日	(Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め、施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
社会生活支援特別加算		480/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第4号ト)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、厚生労働大臣が定める者(医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等)に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合 ※当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき			
就労移行支援体制加算	利用定員 20人以下	54/日	指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(A型等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事等に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合 ※1日につき当該指定自立訓練(生活訓練)等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算			
	利用定員 21人~40人以下	24/日				
	利用定員 41人~60人以下	13/日				
	利用定員 61人~80人以下	9/日				
	利用定員 81人以上	7/日				
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数に 5.7% 〔6.9%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅱ)	所定単位数に 4.1% 〔5.0%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅲ)	所定単位数に 2.3% 〔2.8%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)			
〔〕内は指定障害者 支援施設で支援を 行った場合						
			【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員			
			【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること			
			【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から(Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知してい			
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位数に 0.8% 〔0.9%〕 を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない			
〔〕内は指定障害者支援施設で支援を行った場合						
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算						

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

就労移行支援

施設(事業所)名:

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の150% ②定員51人以上:(定員-50)×125%+75 (2)過去3ヶ月間の利用者数の平均が次の数を超えた場合 ①定員が11人以下:当該定員に3を加えた数 ②定員が12名以上:定員の125%		
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準に定める人員(職業指導員、生活支援員、就労支援員)基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から2月目		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降		
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から4月目		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して5月目以降		
就労移行支援計画未作成減算	70/100	就労移行支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月日から2月目	/	
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降	/	
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位 /日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/	
標準利用期間超過減算	95/100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間(2年。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年又は5年)を6ヶ月以上を超える場合	/	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41/日	次のいずれも満たしている場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用については、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を持つ者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
就労定着支援体制加算 (平成30年9月まで)	(Ⅰ)	就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の割合	15/日	利用定員の5%以上15%未満			
			24/日	利用定員の15%以上25%未満			
			36/日	利用定員の25%以上35%未満			
			51/日	利用定員の35%以上45%未満			
			73/日	利用定員の45%以上			
	(Ⅱ)	就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の割合	13/日	利用定員の5%以上15%未満	加算を算定する年度の前年度において、左記の期間継続して就労している者又は就労していた者の数を利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとのいずれかに		
			21/日	利用定員の15%以上25%未満			
			31/日	利用定員の25%以上35%未満			
			44/日	利用定員の35%以上45%未満			
			63/日	利用定員の45%以上			
	(Ⅲ)	就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の割合	11/日	利用定員の5%以上15%未満			
			17/日	利用定員の15%以上25%未満			
			26/日	利用定員の25%以上35%未満			
			37/日	利用定員の35%以上45%未満			
			53/日	利用定員の45%以上			
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内の期間について加算				
訪問支援特別加算	所要時間1時間未満	187/日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかった際、就労移行支援計画等に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問して指定就労移行支援等に係る相談援助等を行った場合(月に2回まで)				
	所要時間1時間以上	280/日					
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合				
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事を提供した場合(別に厚生労働大臣が定める日までの間)				
精神障害者退院支援施設加算	(Ⅰ)	180/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合(夜勤体制を確保している場合)				
	(Ⅱ)	115/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合(宿直体制を確保している場合)				
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者((Ⅱ)、(Ⅲ)も同じ)				
	(Ⅱ)	10/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師の資格保有者の割合が25%以上				
	(Ⅲ)	6/日	職業指導員等のうち、常勤職員の割合が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上				
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
医療連携体制加算	(I)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(1人)に対して看護を行った場合	/		
	(II)	250/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(2人以上8人以下)に対して看護を行った場合	/		
	(III)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合 ※看護職員1人当たり、1日につき所定単位数を加算	/		
	(IV)	100/日	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合 ※(I)又は(II)を算定している場合は算定しない	/		
就労支援関係研修終了加算		6/日	就労支援の従事者として1年以上の実務経験を有し、厚生労働大臣が定める研修(厚労省告示第178号第1号)を修了した就労支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援を行った場合 ※当該指定就労移行支援事業所における就労定着者の割合が零である場合は、算定しない。			
移行準備支援体制加算	(I)	41/日	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の50%を超えるものとして届け出た事業所において厚生労働大臣が定める基準(厚労省告示第543号第32号)を満たし、次のいずれかを満たした場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき加算。 ①職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を越えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合 ②求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター等に職員が同行して支援を行った場合			
	(II)	100/日	厚生労働大臣が定める基準(厚労省告示第543号第32号)を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき加算。			
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用)し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合			
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用)している、又は週3回以上の送迎を実施している場合			
	*	(減算) 70/100	同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を実施している場合は、上記(I)、(II)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(I)	500/日	就労移行支援利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設等の従業者が次のいずれかの支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の相談援助を行った ※体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定	/		
	(II)	250/日	上記(I)と同じ ※体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定	/		
	*	更に 50/日	(I)又は(II)が算定されている指定障害者支援施設等が、運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め、施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
通勤訓練加算		800/日	他事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合		
在宅時生活支援サービス加算		300/日	通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合		
社会生活支援特別加算		480/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚生省告示第551号第5号二)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者(医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等)に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合 ※当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき算定		
福祉・介護職員処遇改善加算 □内は指定障害者支援施設で支援を行った場合	(Ⅰ)	所定単位の6.7% 〔6.9%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位の4.9% 〔5.0%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位の2.7% 〔2.8%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)		
			【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員		
			【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること		
			【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から(Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施し		
福祉・介護職員処遇改善特別加算		所定単位の0.9% を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない		
福祉・介護職員等特定処遇改善特別加算					

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

就労継続支援A型

施設(事業所)名:

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の150% ②定員51人以上:(定員-50)×125%+75 (2)過去3ヶ月間の利用者数の平均が次の数を超えた場合 ①定員が11人以下:当該定員に3を加えた数 ②定員が12名以上:定員の125%			
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準に定める人員(職業指導員、生活支援員、就労支援員)基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から2月目			
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降			
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から4月目			
	50/100	同上 *減算適用月から連続して5月目以降			
就労継続支援A型計画未作成減算	70/100	就労継続支援A型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月日から2月目	/		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降	/		
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 *利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41/日	次のいずれもを満たしている場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語障害者又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障害者に関し専門性を持つ者として専ら当該障害者の生活支援に従事する職員を、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求				
就労移行支援体制加算	(Ⅰ)	利用定員 20人以下	42/日	就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労継続支援A型を受けた後に就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く)し、6月以上就労継続している者がいる場合 ※基本報酬の区分及び定員規模に応じた単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算(前年度実績に応じて1年間加算)					
		利用定員 21人～40人以下	18/日						
		利用定員 41人～60人以下	10/日						
		利用定員 61人～80人以下	7/日						
		利用定員 81人以上	6/日						
	(Ⅱ)	利用定員 20人以下	39/日				就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労継続支援A型を受けた後に就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く)し、6月以上就労継続している者がいる場合 ※基本報酬の区分及び定員規模に応じた単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算(前年度実績に応じて1年間加算)		
		利用定員 21人～40人以下	17/日						
		利用定員 41人～60人以下	9/日						
		利用定員 61人～80人以下	7/日						
		利用定員 81人以上	5/日						
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内の期間について加算						
訪問支援特別加算	所要時間 1時間未満	187/日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかった際、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問して指定就労継続支援A型等に利用に係る相談援助等を行った場合(月に2回まで)						
	所要時間 1時間以上	280/日							
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合						
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事の提供を行った場合						
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者((Ⅱ)も同じ)						
	(Ⅱ)	10/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が25%以上						
	(Ⅲ)	6/日	職業指導員等のうち、常勤職員の割合が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上						
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)						
医療連携体制加算	(Ⅰ)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(1人)に対して看護を行った場合						
	(Ⅱ)	250/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(2人以上8人以下)に対して看護を行った場合						
	(Ⅲ)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合 ※看護職員1人当たり、1日につき所定単位数を加算						
	(Ⅳ)	100/日	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合 ※(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は算定しない						

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
施設外就労加算		100/日	厚生労働大臣が定める基準(厚労省告示第543号第35号)を満たし、事業所内又は施設外就労の場において、以下の支援を行った場合 (1) 従業者と各利用者による就労状況や環境状況等の共通理解の確立 (2) (1)を踏まえ、各利用者の施設外就労の問題点の把握・整理、継続の可否の検討 (3) 各利用者の個別支援計画の実施状況及び達成状況確認、計画の必要な見直し (4) その他必要な支援			
重度者支援体制加算	(I)	利用定員 20人以下	56/日	前年度の障害基礎年金1級を受給する利用者が、当該年度の利用者数の50%以上いる場合		
		利用定員 21人～40人以下	50/日			
		利用定員 41人～60人以下	47/日			
		利用定員 61人～80人以下	46/日			
		利用定員 81人以上	45/日			
	(II)	利用定員 20人以下	28/日	前年度の障害基礎年金1級を受給する利用者が、当該年度の利用者数の25%以上50%未満いる場合		
		利用定員 21人～40人以下	25/日			
		利用定員 41人～60人以下	24/日			
		利用定員 61人～80人以下	23/日			
		利用定員 81人以上	22/日			
賃金向上達成指導員配置加算	利用定員 20人以下	70/日	基準に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員(賃金向上計画を作成し、当該計画の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、利用者のキャリアアップを図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合 ※1日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して所定単位数を加算			
	利用定員 21人～40人以下	43/日				
	利用定員 41人～60人以下	26/日				
	利用定員 61人～80人以下	19/日				
	利用定員 81人以上	15/日				
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用)し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合			
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用)している、又は週3回以上の送迎を実施している場合			
	*	(減算) 70/100	同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を実施している場合は、上記(I)、(II)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(I)	500/日	就労継続支援A型利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設等の従業者が次のいずれかの支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の相談援助を行った ※体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定	/	
	(II)	250/日	上記(I)と同じ ※体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定		
	*	更に 50/日	(I)又は(II)が算定されている指定障害者支援施設等が、運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め、施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合		
在宅時生活支援サービス加算		300/日	通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合	/	
社会生活支援特別加算		480/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第5号の2ハ)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者(医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等)に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合 ※当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき算定	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員処遇改善加算 〔〕内は指定障害者支援施設で支援を行った場合	(Ⅰ)	所定単位の5.4%〔6.9%〕を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位の4.0%〔5.0%〕を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位の1.7%〔2.8%〕を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅱ)の90/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅴ)	(Ⅱ)の80/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)		
			【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、 障害福祉サービス経験者 、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員		
			【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること		
			【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から(Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること		
福祉・介護職員処遇改善特別加算 〔〕内は指定障害者支援施設で支援を行った場合	所定単位の0.7%〔0.9%〕を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない			

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

就労継続支援B型

施設(事業所)名: _____

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用者数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の150% ②定員51人以上:(定員-50)×125%+75 (2)過去3ヶ月間の利用者数の平均が次の数を超えた場合 ①定員が11人以下:当該定員に3を加えた数 ②定員が12名以上:定員の125%			
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準に定める人員(職業指導員、生活支援員、就労支援員)基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から2月目			
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降			
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合 *減算適用1月日から4月目			
	50/100	同上 *減算適用月から連続して5月目以降			
就労継続支援B型計画未作成減算	70/100	就労継続支援B型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月日から2月目	/		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降	/		
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 ※利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41/日	次のいずれもを満たしている場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語障害者又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障害者に関し専門性を持つ者として専ら当該障害者の生活支援に従事する職員を、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求				
就労移行支援体制加算	(Ⅰ)	利用定員 20人以下	42/日	就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労継続支援B型を受けた後に就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く)し、6月以上就労継続している者がいる場合 ※基本報酬の区分及び定員規模に応じた単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算(前年度実績に応じて1年間加算)					
		利用定員 21人~40人以下	18/日						
		利用定員 41人~60人以下	10/日						
		利用定員 61人~80人以下	7/日						
		利用定員 81人以上	6/日						
	(Ⅱ)	利用定員 20人以下	39/日				就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労継続支援B型を受けた後に就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く)し、6月以上就労継続している者がいる場合 ※基本報酬の区分及び定員規模に応じた単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算(前年度実績に応じて1年間加算)		
		利用定員 21人~40人以下	17/日						
		利用定員 41人~60人以下	9/日						
		利用定員 61人~80人以下	7/日						
		利用定員 81人以上	5/日						
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内の期間について加算						
訪問支援特別加算	所要時間 1時間未満	187/日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問して指定就労継続支援B型等に利用に係る相談援助等を行った場合(月に2回まで)						
	所要時間 1時間以上	280/日							
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合						
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事を提供した場合(別に厚生労働大臣が定める日までの間)						
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が35%以上 ※常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者(Ⅱ)も同じ)						
	(Ⅱ)	10/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合が25%以上						
	(Ⅲ)	6/日	職業指導員等のうち、常勤職員の割合が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上						
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)						
医療連携体制加算	(Ⅰ)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(1人)に対して看護を行った場合						
	(Ⅱ)	250/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、利用者(2人以上8人以下)に対して看護を行った場合						
	(Ⅲ)	500/日	医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合 ※看護職員1人当たり、1日につき所定単位数を加算						
	(Ⅳ)	100/日	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合 ※(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は算定しない						
施設外就労加算		100/日	厚生労働大臣が定める基準(厚労省告示第543号第35号)を満たし、事業所内又は施設外就労の場において、以下の支援を行った場合 (1)従業者と各利用者による就労状況や環境状況等の共通理解の確立 (2)(1)を踏まえ、各利用者の施設外就労の問題点の把握・整理、継続の可否の検討 (3)各利用者の個別支援計画の実施状況及び達成状況確認、計画の必要な見直し (4)その他必要な支援						

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
重度者支援体制加算	(I)	利用定員 20人以下	56/日	前年度の障害基礎年金1級を受給する利用者が、当該年度の利用者数の50%以上いる場合			
		利用定員 21人～40人以下	50/日				
		利用定員 41人～60人以下	47/日				
		利用定員 61人～80人以下	46/日				
		利用定員 81人以上	45/日				
	(II)	利用定員 20人以下	28/日	前年度の障害基礎年金1級を受給する利用者が、当該年度の利用者数の25%以上50%未満いる場合			
		利用定員 21人～40人以下	25/日				
		利用定員 41人～60人以下	24/日				
		利用定員 61人～80人以下	23/日				
		利用定員 81人以上	22/日				
目標工賃達成指導員配置加算	利用定員 20人以下	89/日	次のいずれも満たす場合 ①各都道府県が作成した「工賃向上計画」に基づき、目標工賃達成指導員が「工賃向上計画」を作成している ②指定基準上の職員配置が常勤換算方法で、7.5:1以上、かつ、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員を加えた職員配置が常勤換算方法で6:1以上(厚労省告示第551号第6号ロ)であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合 ※目標工賃達成指導員…「工賃向上計画」に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員				
	利用定員 21人～40人以下	80/日					
	利用定員 41人～60人以下	75/日					
	利用定員 61人～80人以下	74/日					
	利用定員 81人以上	72/日					
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用)し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合				
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用)している、又は週3回以上の送迎を実施している場合				
	*	(減算) 70/100	同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を実施している場合は、上記(I)、(II)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ)	500/日	就労継続支援B型利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設等の従業者が次のいずれかの支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の相談援助を行った ※体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定	/	
	(Ⅱ)	250/日	上記(Ⅰ)と同じ ※体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定		
	*	更に 50/日	(Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め、施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合		
在宅時生活支援サービス加算		300/日	通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合	/	
社会生活支援特別加算		480/日	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労省告示第551号第6号二)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者(医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等)に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合 ※当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間を終了するまでの期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。))において、1日につき算定	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
福祉・介護職員 処遇改善加算 〔〕内は指定障害者 支援施設で支援を 行った場合	(Ⅰ)	所定単位の 5.2% 〔6.9%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅱ)	所定単位の 3.8% 〔5.0%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅲ)	所定単位の 2.1% 〔2.8%〕 を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)			
<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用者の要件(員並)に関するものを占び、職員守に準じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から(Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>						
福祉・介護職員 処遇改善特別加算 〔〕内は指定障害者支援施設で支援を行った場合	所定単位の 0.7% 〔0.9%〕 を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られていること ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない				

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

就労定着支援

施設(事業所)名:

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
サービス提供職員欠如減算	70/100	指定基準の規定により配置すべき就労定着支援員が人員基準を満たしていない場合			
	50/100	同上 *減算適用3月目以降			
サービス管理責任者欠如減算	70/100	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合 *減算適用1月目から4月目			
	50/100	同上 *減算適用から連続して5月目以降			
就労定着支援計画未作成減算	70/100	就労定着支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 *減算1月目から2月目	/		
	50/100	同上 *減算適用月から連続して3月目以降	/		
特別地域加算	240/月	厚生労働大臣が定める地域(厚労省告示第176号)に居住している者若しくは所在する利用者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面により指定就労定着支援を行った場合	/		
企業連携等調整特別加算	240/月	当該指定就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り加算	/		
初期加算	900/月	生活介護等(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)と一体的に運営される指定就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し指定就労定着支援を行った場合(利用を開始した月について、1回限り) ※同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、算定不可	/		
就労定着実績体制加算	300/月	過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において70%以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合			
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	120/月	厚生労働大臣が定める研修(厚労省告示第178号第2号)を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援を行った場合			
利用者負担上限額管理加算	150/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合	/		
福祉・介護職員等特定処遇改善特別加算					

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

福祉型障害児入所施設

施設(事業所)名: _____

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用障害児の数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の110% ②定員51人以上:(定員-50)×105%+55 (2)過去3ヶ月間の利用者の平均が次の数を超えた場合 過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の105%を超過	/		
入所支援計画未作成減算	70/100	入所支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間 *減算1月目から2月目	/		
	50/100	同上 *減算3月目以降	/		
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 *記録を行っていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/		
職業指導員配置加算	イ	8~148単位 職業指導員を専任で配置した場合、定員数に応じて(主として知的障害児に支援を行った場合)			
	ロ	20~49単位 職業指導員を専任で配置した場合、定員数に応じて加算(主として自閉症児に支援を行った場合)			
	ハ	14~296単位 職業指導員を専任で配置した場合、定員数に応じて加算(主として盲児又はろうあ児に支援を行った場合)			
重度障害児支援加算	イ	165/日 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設で、次のいずれかに該当する障害児に対し支援を行った場合(ロに該当する場合を除く) ①日常生活活動の介助が必要又はてんかん発作や問題行動があり監護が必要とされる、知能指数がおおむね35以下の知的障害児又は自閉症児 ②知能指数おおむね50以下の盲児、ろうあ児又は肢体不自由児			
	ロ	198/日 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設で、イに該当する障害児であって、次のいずれかに該当する障害児に対し支援を行った場合 ①6歳未満である ②医療型障害児入所施設を退所後3年未満である ③入所後1年未満である			
	ハ	158/日 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として盲児を入所させる施設で、次のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し支援を行った場合 ①知的障害のため、特別な指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる ②機能障害が重度のため、日常生活動作の大部分に介助が必要である			
	ニ	189/日 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として盲児を入所させる施設で、ハに該当する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定された入所後1年未満のものに対し支援を行った場合			
	ホ	143/日 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主としてろうあ児を入所させる施設で、次のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し支援を行った場合(ヘに該当する場合を除く) ①知的障害のため、特別な指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる ②機能障害が重度のため、日常生活動作の大部分に介助が必要である			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
	へ	171/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主としてろうあ児を入所させる施設で、ホに該当する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定された入所後1年未満のものに対し支援を行った場合		
	ト	198/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として肢体不自由児を入所させる施設で、次のいずれかに該当する肢体不自由児に対し支援を行った場合 ①各種補装具を用いても移動が困難である ②機能障害が重度で、日常生活動作の大部分に介助が必要である又は喀痰吸引等が必要である		
	(上乗せ加算) 11/日		次のいずれも該当する場合 ①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、支援計画シート等を作成している ②強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、支援計画シート等に基づき、 イの①てんかん発作や問題行動があり監護が必要とされる、知能指数がおおむね35以下の知的障害児又は自閉症児 、ハの①、ホの①に該当する入所児に対し支援を行っている		
重度重複障害児加算		111/日	次のいずれも該当する障害児に対し支援を行った場合 ①重度障害児支援加算のイからトのいずれかに該当している ②重複障害児である(3種類以上の障害を有する) ※強度行動障害児特別支援加算を算定する場合を除く。		
強度行動障害児特別支援加算		781/日 (加算から90日以内は+700/日)	強度行動障害の軽減を目的とする特別な指導・訓練を行うことができる施設が(厚生労働省が定める施設基準を満たすもの)、強度行動障害のある障害児の支援を行った場合 ※算定は主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る		
幼児加算		78/日	幼児である障害児(盲児又はろうあ児に限る)に対して入所支援を行った場合		
心理担当職員配置加算	イ	5/日 ~102/日	指定基準に定める人員に加え、心理指導担当職員を専任で配置した場合、定員数に応じて加算(主として知的障害児に支援を行った場合)		
	ロ	13/日 ~26/日	指定基準に定める人員に加え、心理指導担当職員を専任で配置した場合、定員数に応じて加算(主として自閉症児に支援を行った場合)		
	ハ	10/日 ~102/日	指定基準に定める人員に加え、心理指導担当職員を専任で配置した場合、定員数に応じて加算(主として盲児又はろうあ児に支援を行った場合)		
	ニ	13/日 ~20/日	指定基準に定める人員に加え、心理指導担当職員を専任で配置した場合、定員数に応じて加算(主として肢体不自由児に支援を行った場合)		
		更に 10/日	公認心理師を1人以上配置し、支援を行った場合には、更に1日につき上記イ~ニの所定単位数に加算		
看護職員配置加算(I)	イ	6/日 ~141/日	指定基準に定める人員に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を1以上配置した場合、定員数に応じて加算(主として知的障害児に支援を行った場合)		
	ロ	14/日 ~141/日	指定基準に定める人員に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を1以上配置した場合、定員数に応じて加算(主として盲児又はろうあ児に支援を行った場合)		
看護職員配置加算(II)	イ	145/日 ~7/日	指定入所基準に定める施設基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であると届け出た施設の場合 (主として知的障害児に対し、指定入所支援を行った場合)		
	ロ	36/日 ~19/日	指定入所基準に定める施設基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であると届け出た施設の場合 (主として自閉症児に対し、指定入所支援を行った場合)		
	ハ	145/日 ~15/日	指定入所基準に定める施設基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であると届け出た施設の場合 (主として盲児又はろうあ児に対し、指定入所支援を行った場合)		
	ニ	29/日 ~19/日	指定入所基準に定める施設基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であると届け出た施設の場合 (主として肢体不自由児に対し、指定入所支援を行った場合)		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
児童指導員等加配加算	イ	151/日 ~8/日	指定基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語療法士、保育士等)を常勤換算で1以上配置し届け出た場合 (主として知的障害児に対し、指定入所支援を行った場合)				
		38/日 ~20/日	指定基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士等を常勤換算で1以上配置し届け出た場合 (主として自閉症児に対し、指定入所支援を行った場合)				
		151/日 ~16/日	指定基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士等を常勤換算で1以上配置し届け出た場合 (主として盲児又はろうあ児に対し、指定入所支援を行った場合)				
		30/日 ~20/日	指定基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士等を常勤換算で1以上配置し届け出た場合 (主として肢体不自由児に対し、指定入所支援を行った場合)				
	ロ	112/日 ~6/日	次のいずれも満たし届け出た場合 ①上記イを算定していないこと ②指定基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員等を1以上(常勤換算)配置していること (主として知的障害児に対し、指定入所支援を行った場合)				
		28/日 ~15/日	次のいずれも満たし届け出た場合 ①上記イを算定していないこと ②指定基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員等を1以上(常勤換算)配置していること (主として自閉症児に対し、指定入所支援を行った場合)				
		112/日 ~12/日	次のいずれも満たし届け出た場合 ①上記イを算定していないこと ②指定基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員等を1以上(常勤換算)配置していること (主として盲児又はろうあ児に対し、指定入所支援を行った場合)				
		22/日 ~15/日	次のいずれも満たし届け出た場合 ①上記イを算定していないこと ②指定基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員等を1以上(常勤換算)配置していること (主として肢体不自由児に対し、指定入所支援を行った場合)				
入院・外泊時加算	(I)	定員60人以下	320/日	利用者が病院等に入院した場合や居宅等へ外泊(体験的な指定共同生活援助の利用に伴う外泊含む)した場合に、翌日から起算して8日を限度に所定単位に代えて算定 ※入院・外泊の初日及び最終日は、算定しない			
		定員61人以上 90人以下	288/日				
		定員91人以上	252/日				
	(II)	定員60人以下	191/日		利用者が、(I)に引き続き入院、外泊をした際、栄養士・調理員を除く従業者が、入所支援計画に基づき支援を行った場合に、入院・外泊の翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて算定 ※入院の場合はおおむね週1回以上、従業者が病院・診療所を訪問し支援を行うこと ※入院以外の外泊の場合は家族等との連絡調整等の支援を行うこと ※入院・外泊の初日及び最終日は、算定しない		
		定員61人以上 90人以下	172/日				
		定員91人以上	150/日				
自活訓練加算	(I)	337/日	訓練により自活が可能となると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合(同一敷地内に自活訓練用の居室がある場合) ※1人につき180日が限度。支給決定期間中、原則1回。さらに必要な場合は2回を限度				
	(II)	448/日	訓練により自活が可能となると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合(同一敷地内に自活訓練用の居室を確保することが困難な場合) ※1人につき180日が限度。支給決定期間中、原則1回。さらに必要な場合は2回を限度				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
入院時支援 特別加算	90日を超える 入院期間が 4日未満	561/月	施設に入所している障害児が入院した際、栄養士・調理員を除く従業者が、病院等を訪問し、病院等との連絡調整や入院期間中の被服準備等一定の支援を行った場合(月に1回)			
	90日を超える 入院期間が 4日以上	1122/月				
福祉専門職員 配置等加算	(Ⅰ)	10/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている事業所 *常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者((Ⅱ)も同じ)			
	(Ⅱ)	7/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている事業所			
	(Ⅲ)	4/日	児童指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の職員が30%以上雇用されている事業所			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
地域移行加算		500/回	退所する障害児に対し、退所に先立って、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、退所後生活する居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合(入所中2回を限度) 退所後30日以内に居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対して相談援助及び連絡調整を行った場合(退所後30日以内1回を限度) ※平成33年3月31日までの間は、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定できる		
栄養士配置加算	(Ⅰ)	5/日 ~27/日	常勤の管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な食事管理を行っている場合に定員数に応じて加算		
	(Ⅱ)	3/日 ~15/日	非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な食事管理を行っている場合に定員数に応じて加算		
栄養ケアマネジメント加算		12/日	以下のいずれの基準を満たしている施設において、支援を行った場合 ①常勤の管理栄養士を1人以上配置している ②入所者の栄養状態を把握し、医師・管理栄養士・看護師その他職種の者が共同して、栄養ケア計画を作成している ③栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録している ④栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している		
小規模グループケア加算		240/日	障害児に対し、小規模なグループによるケア(できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケア)を行った場合、利用者1人につき算定		
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 6.2% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位の 4.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位の 2.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅱ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかが満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅴ)	(Ⅱ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)		
<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から((Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>					
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 0.8% を加算	福祉・介護職員を中心として従業員の処遇改善が図られていること。(キャリアパス要件及び職場環境等要件は問わない。) ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては算定しない		
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算					

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙1-2

※平成30年度及び平成31年度(検査日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認のこと。)

医療型障害児入所施設

施設(事業所)名:

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
定員超過利用減算	70/100	(1)1日の利用障害児の数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下:定員の110% ②定員51人以上:(定員-50)×105%+55 (2)過去3ヶ月間の利用者の平均が次の数を超えた場合 直近過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の105%を超過	/		
入所支援計画未作成減算	70/100	入所支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間 *減算1月目から2月目	/		
	50/100	同上 *減算3月日以降	/		
身体拘束廃止未実施減算	▲5単位/日	身体拘束等に係る記録をしていない場合 *記録を行っていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について、所定単位数から1日につき5単位減算	/		
重度障害児支援加算	イ	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として自閉症児を入所させる施設等であって、次のいずれかに該当する障害児に対し支援を行った場合(ロに該当する場合を除く) ①日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であって、知能指数がおおむね35以下の知的障害児又は自閉症児 ②問題行為を有し、監護が必要であって、知能指数おおむね35以下の知的障害児又は自閉症児 ③知能指数おおむね50以下の盲児、ろうあ児又は肢体不自由児			
	ロ	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として自閉症児を入所させる施設等であって、上記イに該当し、かつ、次のいずれかに該当する障害児に対し支援を行った場合 ①6歳未満である ②医療型障害児入所施設を退所後3年未満である ③入所後1年未満である			
	ハ	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する、主として肢体不自由児を入所させる施設等であって、次のいずれかに該当する肢体不自由児に対し支援を行った場合 ①各種補装具を用いても体の移動が困難である ②機能障害が重度であって、日常生活動作の大部分に介助が必要である			
	(上乗せ加算) 11/日	次のいずれも該当する場合 ①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、支援計画シート等を作成している ②強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、支援計画シート等に基づき、イの②に該当する入所児に対し支援を行っている			
重度重複障害児加算	111/日	次のいずれも該当する障害児に対し支援を行った場合 ①重度障害児支援加算のイからハのいずれかに該当している ②重複障害児である(3種類以上の障害を有する) ※重症心身障害児を除く			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
乳幼児加算		70/日	乳幼児である肢体不自由児に対し支援を行った場合 ※重度心身障害児を除く		
心理担当職員配置加算		26/日	基準に定める人員に加えて心理指導担当職員を配置し、心理指導のための設備を整備した場合 ※心的外傷のために心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が5人以上いる場合のみ加算		
		更に 10/日	公認心理師を1人以上配置し、支援を行った場合に更に1日につき上記イ～ニの所定単位数に10単位を加算		
自活訓練加算	(I)	337/日	訓練により自活が可能となると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合(同一敷地内に自活訓練用の居室がある場合) ※1人につき180日が限度。支給決定期間中、原則1回。さらに必要な場合は2回を限度		
	(II)	448/日	訓練により自活が可能となると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合(同一敷地内に自活訓練用の居室を確保することが困難な場合) ※1人につき180日が限度。支給決定期間中、原則1回。さらに必要な場合は2回を限度		
福祉専門職員配置等加算	(I)	10/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている事業所 *常勤の従業者とは、正規、非正規にかかわらず、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者((II)も同じ)		
	(II)	7/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている事業所		
	(III)	4/日	児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の職員が30%以上雇用されている事業所		
保育職員加配加算		20/日	(1)基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置している指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合、1日につき算定 (2)厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合、1日につき算定		
地域移行加算		500/回	退所する障害児に対し、退所に先立って、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、退所後生活する居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合(入所中2回を限度) 退所後30日以内に居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対して相談援助及び連絡調整を行った場合(退所後30日以内1回を限度) ※有期有目的で支援を行っている場合、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は対象外		
小規模グループケア加算		240/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する施設で、都道府県が必要性を認めた障害児に対し、小規模なグループによるケア(できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケア)を行った場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 3.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位の 2.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位の 1.4% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照)		
			<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p style="text-align: right;">【職場環境等要件】平成27年4月から(Ⅲ)・(Ⅳ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 0.5% を加算	福祉・介護職員を中心として従業員の処遇改善が図られていること。 (キャリアパス要件及び 職場環境等 要件は問わない。) 福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。		
福祉・介護職員等 特定処遇改善特別加算					